供用係数実態精査試行工事(水産局所管事業) 要領

１．試行方法

対象工事の施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要な場合は工期の延伸を行うものとする。

２．対象工事

執行伺いの起案日が令和８年１０月１日以降の作業船を使用する海上工事に適用する。

なお、既契約工事や契約手続き中工事においても受発注者間で協議が整ったものから適用する。

３．入札説明書記載例

本工事は、施工期間中の荒天休止等の実態に基づき、供用係数の精査及び必要に応じて工期の延伸を可能とする供用係数実態精査試行工事である。

４．特記仕様書記載例

第〇条 その他

〇－〇 供用係数実態精査試行工事について

1. 本工事は、供用係数実態精査の試行工事であり、実施にあたっては以下のとおりとする。
2. 本工事の設計船舶供用係数 α は〇、設計船員供用係数 β は〇（就業〇時間）である。
3. 変更供用係数は施工期間中の荒天休止等の実態に基づき供用係数実態精査試行工事積算要領により設定し、これに基づき契約変更するものとする。
4. 供用係数の精査の対象期間は、〇〇工、〇〇工の現地着手日から現地完了日とする。なお、対象工種は監督職員との協議により変更できる。
5. 災害、工程待ち等受注者の責によらない休止は、供用日数に含めない。
6. 休止日数は、0.5 日単位とし、船舶については、休日（土日、祝休日、夏期休暇(土日、祝休日を除き３日)、年末年始休暇(土日、祝休日を含め６日))、荒天による休止、安全訓練、休日に作業した場合の代休、船員については、

荒天による休止、安全訓練、船員の有給休暇の日数とする。ただし、代休は休日に作業した日の前１週間、後４週間に取得したものに限る。

7. 休日に作業した日の前１週間、後４週間に取得できなかった代休は、休止として認めないものとする。

8. 受注者は、荒天等により休止する場合、監督職員に休止する理由を提出する。

9. 変更供用係数の設定にあたって、必要となる供用日数、運転日数、休止日数について、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

10. 施工期間中の荒天休止等の実態により、工期の延長が必要な場合は、監督職員と協議のうえ契約変更を行うものとする。

11. 本試行工事の施工期間中における荒天休止等の実態を把握するため、調査票に必要事項を正確に記入し、監督職員に提出するものとする。なお、本調査票の作成に必要な費用は受注者の負担とする。

５．積算方法

（別添１）供用係数実態精査試行工事（水産局所管事業）積算要領（以下、「積算要領」という。）のとおりとする。